

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
（ア）通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくりの推進 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進 ・街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯） 防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を設置し、緊急時に警察署等に直接通報することができる街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備を推進 ・子ども緊急通報装置 緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が所轄の警察署に送信され、警察職員との通話が可能となる子ども緊急通報装置の整備を推進 	ガイドライン等 補助金等	警察庁 警察庁
（イ）道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年11月、関係省庁及び民間団体が建物部品に関し、防犯上配慮すべき事項及び当該事項を踏まえた防犯性能の高い建物部品の開発及び普及の方策について検討を行うため、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を設置。今後、「防犯性能の高い建物部品目録」を作成し、公表 	ガイドライン等 その他	警察庁
（5）職業生活と家庭生活との両立の推進			
ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が両立支援対策の進展度合いを自ら点検できる「両立指標」の周知及び活用の促進等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を行うとともに、男性を含めた労働者の育児休業の取得促進に積極的な企業に対し、育児休業取得促進奨励金の活用を促進 	その他	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児と農業経営の両立支援のための研修の実施、体制の整備等 ・女性の出産・育児と農業経営の両立支援のためのマニュアルの策定、子育て相談員の養成 	その他	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村のモデル地区における若者流出、男女共同参画の遅れ、子育て環境等の少子化の要因・対策についての詳細な調査及び調査結果に基づく地域段階の農山漁村少子化問題シンポジウムの開催 	補助金等	農林水産省
イ 仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの設置促進 ・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発 	補助金等 補助金等 補助金等	厚生労働省 厚生労働省 農林水産省
		2,554	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況	省 庁 名	
			予算額 (百万円)	
とともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業で小学校低学年児童に遊び等の指導を行う放課後児童指導員の資質の向上を図るために研修事業 女性の出産・育児と農業経営の両立支援のためのマニュアルの策定、子育て相談員の養成 	補助金等 補助金等	16 16	厚生労働省 農林水産省
(6) 子ども等の安全の確保				
ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。				
(ア) 交通安全教育の推進 子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行うことが必要である。 また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 全国規模でブロック単位ごとにモデル中学校を選定し、交通安全教育推進協議会の設置、交通安全教育リーダーの育成及び交通安全教室の開催、さらに、これら成果を踏まえた指導マニュアルの作成により、中学生に対する体験型交通安全教育を推進するとともに、地域社会における交通安全教育指導者を育成（平成14、15年度の2か年事業） 道路交通法に基づき、交通安全教育の内容及び方法等を定めた交通安全教育指針を作成し、公表 	補助金等 その他	12	警察庁 警察庁
(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底 チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察においてチャイルドシートの正しい使用の徹底が推進されるよう指導・調整を行うとともに、道路交通法に基づき、法令で定める道路の交通の方法等を定めた交通方法に関する教則を作成し、公表 	その他		警察庁

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。			
(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対し、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報の提供を推進 	ガイドライン等	警察庁
(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進 	ガイドライン等	警察庁
(ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進 ・住民の自主防犯行動が実践されるよう、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進 	ガイドライン等	警察庁
(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるため、また、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導を実施するための教本として、子ども防犯テキスト「みんなで気を付けようね」とそのCD-ROMを作成し、全国の小学校及び警察署へ配布するとともに、警察庁のホームページに掲載 ・教職員、保護者等の学校における防犯教室の指導員等を対象とした講習会を開催し、その講師として警察職員又はその退職者の派遣を推進 	ガイドライン等	警察庁
		その他	警察庁 文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
（才）子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進		ガイドライン等	警察庁
ウ 被害に遭った子どもの保護の推進 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進するため、「被害少年カウンセリングアドバイザー」として臨床心理士等の専門家の委嘱を促進とともに、「被害少年サポーター」として地域のボランティアの委嘱を促進 ・各都道府県・指定都市において、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施（再掲） 		ガイドライン等 補助金等	警察庁 文部科学省
（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進				
ア 児童虐待防止対策の充実 虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。 児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようになるとともに、市町村における虐待防止ネットワークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。 また、専門性の向上を図るために研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ①発生予防 ・母子保健活動の経験のある保健師、助産師に対し、児童虐待に関する最新の情報による専門研修を行い、市町村における相談事業など、児童虐待の予防対策に活用 ②早期発見・早期対応 ・地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充 ③保護、支援等 ・児童養護施設等における児童や保護者への指導（支援）体制の充実を図るため、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員を配置 ・児童相談所において、地域の精神科医の協力を得て、保護者へのカウンセリングを強化 ・長期に家庭復帰が見込まれない児童を対象に、地域社会の民間住宅等を活用して、家庭的な環境の中で養護を実施する地域小規模児童養護施設の拡充 ・専門的な援助技術をもった専門里親等の活用や里親に対するレスパイトケア等を実施 ・児童虐待事件に関して、虐待の早期発見と適切な事件化に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進 	23 339 1,257 63 271 93 ガイドライン等	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 警察庁	

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況		省庁名
		予算額 (百万円)		
イ 母子家庭等の自立支援の推進 母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。 また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めるこども重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母等が疾病や講習会の受講等の場合に一時的な家事援助や保育サービスを提供する日常生活支援事業の実施 ・土日・夜間の電話相談、児童訪問援助、ひとり親の情報交換の場の提供等を行うひとり親家庭生活支援事業の実施 ・母子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付、高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金）事業の実施 ・職業相談から講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・就業機会の創出のための先駆的な取組として、特定事業推進モデル事業の実施 ・母子家庭等施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する母子家庭等自立支援推進事業の実施 ・母子寡婦福祉資金の貸付 ・児童扶養手当の支給 	補助金等 補助金等 補助金等 補助金等 補助金等 補助金等 補助金等 補助金等 補助金等	161 185 1,318 701 40 229 6,030 259,369	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
ウ 障害児施策の充実 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、育成医療の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。 また、盲・聾・養護学校については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図るなど専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所の長期研修（1年間）や短期研修（2ヶ月間）において、教育職員免許法認定講習を併せて実施し、特殊教育諸学校の免許状取得のための単位取得を実施 ・身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期間の医療により効果が期待される児童に対し育成医療を給付 ・市町村において支援費制度が円滑に行えるよう市町村のサービス提供体制整備への支援、情報提供などを始めとした必要な支援を行うよう都道府県に対して周知 ・小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進 	その他 補助金等 その他 補助金等	*2905 99	文部科学省 厚生労働省 厚生労働省 文部科学省
一般事業主行動計画				
① 雇用環境の整備に関する事項				
(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備				

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具 体 的 な 国 の 施 策 （事 業 ）	措 置 状 況	省 府 名
		予算額 (百万円)	
ア 妊娠中及び出産後における配慮 母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供・相談体制の整備等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等に対する法制度等の周知・啓発を実施 ・産婦人科医による母性健康管理に関する相談事業の実施 	その他 補助金等	厚生労働省 厚生労働省
イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰 産前産後休業の取得をした労働者について、当該休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等に対する法制度等の周知・啓発を実施（再掲） 	その他	厚生労働省
ウ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進 子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば5日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができる休暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇又は育児休業の取得促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して広報・啓発を行うとともに、男性を含めた労働者の育児休業の取得促進に積極的な企業に対し育児休業取得促進奨励金の活用を促進 	補助金等 277	厚生労働省
エ より利用しやすい育児休業制度の実施 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用する労働者のニーズに配慮して、その期間、回数等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を上回る措置を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する育児・介護休業法の周知・啓発を実施 	その他	厚生労働省
オ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、次に掲げる措置を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けた、事業主等に対する広報・啓発の実施等 	その他	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
(ア) 育児休業に関する定めの周知等 男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賞金、配属その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。	・事業主に対する育児・介護休業法や同法に基づく指針の周知	その他	厚生労働省
(イ) 育児休業期間中の代替要員の確保等 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。	・事業主に対する育児・介護休業法の周知や、育児休業代替要員確保等助成金の活用の促進	補助金等 327	厚生労働省
(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等 育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。	・事業主に対する育児・介護休業法の周知や、育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金の活用の促進	補助金等 399	厚生労働省
(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰 育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。	・事業主等に対する育児・介護休業法の周知や、同法に基づく指針の周知	その他	厚生労働省
力 短時間勤務制度等の実施 働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするために、小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。	・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率の目標値の達成に向けた取組の実施 ・育児両立支援奨励金の活用の促進	補助金等 277 102	厚生労働省 厚生労働省
(ア) 短時間勤務制度の実施			
(イ) フレックスタイム制の実施			
(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施			

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
（工）所定労働時間を超えて労働させない制度の実施				
キ 事業所内託児施設の設置及び運営 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が利用することができる事業所内託児施設の設置及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、検討を行い、実施する。	・事業所内託児施設助成金の活用の促進	補助金等	852	厚生労働省
ク 子育てサービスの費用の援助の措置の実施 労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。	・育児・介護費用助成金の活用の促進	補助金等	820	厚生労働省
ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者の子どもが病気等の際に、その子どもの看護のために1年について5日以上の休暇を取得できる制度を導入する。	・事業主等に対する育児・介護休業法の内容の周知や、看護休暇制度導入奨励金の活用の促進	補助金等	118	厚生労働省
コ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施 希望する労働者に対して、子育てをしやすくすることを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。				
サ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施 アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休暇制度の実施、子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入その他の子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を講ずる。				